

第 1 1 章 - 録音物および音楽ビデオ

第 1 1 0 1 条 録音物および音楽ビデオの無断の固定および流通

第 1 1 0 1 条 録音物および音楽ビデオの無断の固定および流通

(a) 無断行為 - 関係する実演家の同意なく -

- (1) 生の音楽実演の音声もしくは音声および映像をコピーもしくはレコードに固定し、または無断で固定したものからコピーもしくはレコードを複製する者、
- (2) 生の音楽実演の音声または音声および映像を公衆に送信しその他伝達する者、あるいは
- (3) 第 (1) 項に定めるとおり固定されたコピーまたはレコードを頒布し、頒布のために提供し、販売もしくは販売のために提供し、貸与もしくは貸与のために提供し、または流通させる者 (固定が合衆国内で行われたか否かを問わない) は、

著作権の侵害者と同じ範囲において第 5 0 2 条ないし第 5 0 5 条に規定する救済に服する。

(b) 定義 - 本条において、「流通させる」とは、価値ある対価のために他者に対して輸送し、移転しその他処分し、または輸送し、移転しその他処分する意図で作成しまたは支配を得ることを意味する。

(c) 適用 - 本条は、ウルグアイ・ラウンド協定法の制定日¹以後に行われた行為に適用される。

(d) 州法に対する非優先的適用 - 本条のいかなる規定も、コモン・ローまたは州の制定法に基づく権利または救済を無効にしたりは制限するものと解釈されてはならない。

¹ 1 9 9 4 年 1 2 月 8 日